

# 中小機構CEO商談会活用マニュアル【タイ国 基礎編】

## 1. まずは基本情報を押さえましょう！

2017年は、日タイ修好130周年(1887年9月26日、日暹(にちせん)修好通商に関する宣言)



面積	514,000 km <sup>2</sup> (日本の約1.4倍)
人口(2015年)	6,884万人
通貨(2017.8.2時点)	1US\$/33.23バーツ 100円/30.13バーツ
気候	暑期:4月~5月 雨期:6月~10月 乾期:11月~3月
実質GDP成長率(2017年1~3月)	3.3%
GDP/人(2016年) 国家経済社会開発庁	6,033US\$
消費者物価指数(2017年4月)	0.4%
外貨準備高(2017年6月)	1,794億US\$
失業率(2017年4月 IMF)	0.7%
盤谷日本人商工会議所会員数(2017.4月末)	1,747社
在留邦人数(2016年10月)	70,337人

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section4>  
SMB Asia Monthly 第101号(2017年8月)

### タイとメコン経済圏をつなぐ経済回廊



#### タイと周辺国の人件費 (製造業一般工の年間実質負担額) 単位:US\$

タイ	6,337
ベトナム(ホーチミン)	4,505
カンボジア	2,642
ラオス	2,380
ミャンマー	2,062

出所:ジェトロセンサ2017年5月号

#### バンコクでの投資関連コスト

賃金	製造業	基本給(月額)	会社負担額(年間)
一般工	一般工	346	6,152
	技術者	652	11,180
	マネージャー	1,438	23,935
非製造業	一般職	685	11,278
	マネージャー	1,478	23,684
	35.939バーツ/US\$	US\$	US\$
法定最低賃金	8.35~8.63/日	2017年1月1日より	
賞与支給額	基本給の2.8ヶ月		
名目賃金上昇率	2014年/10.180% 2015年/1.83%		
地価	工業団地 購入	130 US\$/m <sup>2</sup> (チェンブリー県工業団地 税別)	
工業団地 レンタル	年間76.8~83.52US\$/m <sup>2</sup> (チェンブリー県工業団地税別)		
税制	法人所得税	20%	
個人所得税MAX	35% (0~35%の8段階累進課税)		
付加価値税	7%		
ロイヤルティ送金課税	15%		

電気料金	産業用	基本料金	8.68 US\$/KWH/月
	一般用	使用料	0.14~0.07 US\$/KWH/月
水道料金	産業用	基本料金	1.06 US\$/KWH/月
		使用料	0.117~0.123US\$/KWH/月
	一般用	基本料金	2.50 US\$/M3/月
		使用料	0.26~0.44 US\$/M3/月
ガス料金	産業用(LPG)	基本料金	1.25 US\$/M3/月
	一般用(LPG)	使用料	0.24~0.40 US\$/M3/月
輸送費	コンテナ輸送(40FT)	レムチャバン港→横浜港 (対日輸出)	1,017 US\$
		横浜港→レムチャバン (対日輸入)	1,050 US\$
		レムチャバン港→LA港 (対米輸出)	2,923 US\$
ガソリン価格	レギュラー	Gasohol91	0.78 US\$/L
軽油価格	H-Diesel		0.74 US\$/L

(出所)ジェトロセンサ 2017.5月号

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

## タイの貿易事情

世界経済の緩やかな回復を受けた輸出の拡大から、タイの景気は緩やかに持ち直していると考えられている。

### タイの貿易事情

1)貿易額	対日(億円) (財務省貿易統計)		対世界(US億\$) (タイ国商務省統計)	
	2015年	2016年	2014年	2015年
輸出	24,711	21,896	2,275	2,143
輸入	33,870	27,744	2,277	2,026
2)品目	対日 (財務省貿易統計)		対世界(2015年) (タイ国商務省通関ベース)	
	輸出		輸出	
		天然ゴム, 自動車・同部品, コンピュータ・同部品等	自動車部品(11.9%) コンピュータ・同部品 (8.2%) 宝石・宝飾品(5.1%)	
		輸入	原油(8.0%) 機械・同部品(8.0%) 電気機械・同部品 (6.5%)	

### 3)タイの貿易相手国(2015年) (タイ国商務省)

輸出	米国241億ドル(0.7%増) 中国237億ドル(5.4%減) 日本201億ドル(7.7%減)
輸入	中国411億ドル(6.7%増) 日本312億ドル(12%減) 米国139億ドル(4.9%減)

### 4)日本からの直接投資(2016年)

795.9億タイバーツ(全体の22%)  
(タイ投資委員会, 認可ベース)

出所:財務省、外務省、JETRO  
<http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/y3.pdf>  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/stat\\_05.html](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/stat_05.html)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section1>

近年の輸出の不調は、主要農産品の国際価格の下落に加え、原油安に連動した化学製品・ゴム製品などの関連製品の価格下落の影響が大きい。一方、輸入は原油価格の下落や国内設備投資の縮小が前期に引き続き影響している。

## タイランド4.0

政府が「中所得国の罫\*」の懸念を払拭させるために2036年までに高所得国入りを目指す長期ビジョン。  
\*中所得国の罫とは、経済発展により一人当たりGDPが中程度の水準(中所得)に達した後、発展パターンや戦略を転換できず、成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷すること\* (出所)日本総研「アジア・マンスリー 2017年4月号」

Thailand1.0	・農業
Thailand2.0	・軽工業 ・安価な労働供給
Thailand3.0	・重工業 ・輸出促進 ・海外直接投資
Thailand4.0	・イノベーション ・生産性向上 ・付加価値向上

- ①次世代自動車
- ②スマート・エレクトロニクス
- ③医療・健康ツーリズム
- ④農業・バイオテクノロジー
- ⑤未来食品
- ⑥ロボット産業
- ⑦航空・ロジスティック
- ⑧バイオ燃料とバイオ化学
- ⑨デジタル産業
- ⑩医療ハブ

#### 新しいBOI投資奨励制度

対象産業におけるセクターに基づく奨励	法人所得税の免除	< 8年間
4コアテクノロジーにおける技術に基づく奨励	法人所得税の免除	9年間-13年間
新技術・高付加価値投資戦略的投資奨励	法人所得税の免除 特定分野の研究開発、技術革新、人材育成に対する助成金	< 15年間 100億バーツ

## 2. 現地状況のチェックはバンコクの国際展示会で!

輸出でも現地拠点が有用です。営業、ショールーム、在庫機能、メンテ機能など現地パートナーにどこまで求めて販路開拓するかを研究しましょう。展示会はその格好の機会の場です。

<p><b>THAILAND LAB INTERNATIONAL 2017</b> 2017年09月06日~2017年09月08日 ラボ関連機器全般、分析機器、生命科学、バイオ関連機器、臨床研究、分子分析技術、情報伝達技術、医療・医療科学、環境分析・測定機器、汚染管理装置、産業用品管理機器、産業用測定・試験機器、顕微鏡、測定器、ラボ什器、インテリア、分析・実験装置、ラボ消耗品、使い捨て用品、ラボ情報管理システム <a href="http://www.thailandlab.com/">http://www.thailandlab.com/</a></p>	<p><b>ASSEMBLY &amp; AUTOMATION TECHNOLOGY 2018</b> 2018年6月20日~2018年6月23日 産業オートメーション、組立技術 <a href="http://www.assemblytec-hexpo.com/">http://www.assemblytec-hexpo.com/</a></p>
<p><b>METALEX 2017</b> 2017年11月22日~2017年11月25日 金属部品・製品、製造・加工、電気/電子機器製造、航空宇宙・自動車、パーツ製造、等。 <a href="http://www.metalex.co.th/">http://www.metalex.co.th/</a></p>	<p><b>MANUFACTURING EXPO 2018</b> 2018年6月20日~2018年6月23日 自動車部品製造、金型&amp;ダイ、組立および自動化技術、表面/コーティング。 <a href="http://www.manufacturing-expo.com/">http://www.manufacturing-expo.com/</a></p>
<p><b>MTA 2018</b> スマート製造技術機器/ソリューション、プレジジョンエンジニアリング、オートメーション、メタルワーキング、試験/測定/ツール技術 <a href="http://www.mta-asia.com/files/MTA2018_SalesBrochure.pdf">http://www.mta-asia.com/files/MTA2018_SalesBrochure.pdf</a></p>	<p><b>InterMold Thailand 2018</b> 2018年6月20日~2018年6月23日 金型製造機械・技術 <a href="http://www.intermoldthailand.com/">http://www.intermoldthailand.com/</a></p>
<p><b>SUBCON THAILAND</b> 金属部品(設計、機械加工サービス、熱処理用鋳造、鍛造、スタンピング、焼結、 <b>Intermach</b> ハンドツール、プラント、機械機器、電力、再生可能エネルギー、省エネルギー業界で、溶接ツール、バルブとポンプ、レーザー切断機械、物流、輸送ソリューション</p>	<p><b>NEPCON Thailand 2018</b> 2018年6月20日~2018年6月23日 電子機器製造サービス、電子部品/携帯電話部品、フラットパネルディスプレイモジュールおよびアプリケーション、自動車部品/金属部品、エンジン制御システム。 <a href="http://www.nepconthailand.com/index.html">http://www.nepconthailand.com/index.html</a></p>
<p><b>InterPlas Thailand 2018</b> 2018年6月20日~2018年6月23日 コンポーネント、部品、半製品、化学品/原料、コンポジット・高機能材料、産業用オートメーション、計測、制御・テスト、サービス、グリーンゾーン。 <a href="http://www.interplasthailand.com/">http://www.interplasthailand.com/</a></p>	

出所:世界の見本市・展示会情報(J-messe) <http://www.jetro.go.jp/j-messe.html>

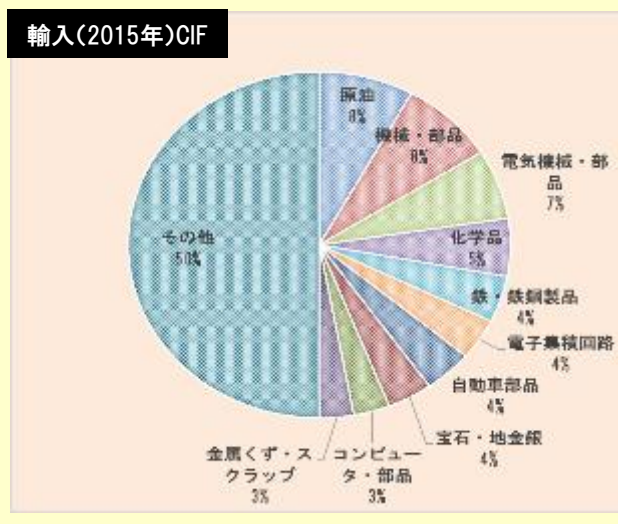
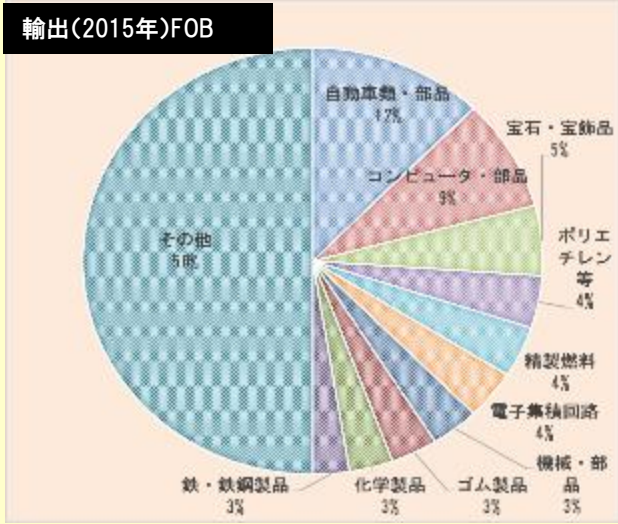
(注)当商談会マニュアルは2017年8月現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。



# 中小機構CEO商談会活用マニュアル【タイ国 販路開拓 編】

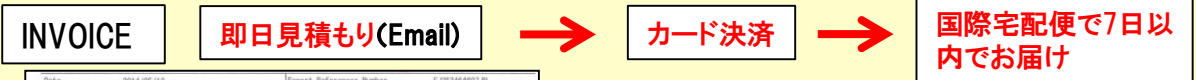
## ① タイの品目別輸出入...

2015年の統計では輸出が2,144億ドル、輸入は2,027億ドルで、ともに前年より減少した。一方、盤谷会議所(JCC)2017年上期「日系企業景気動向調査」では、2016年下期から2017年上期は改善し、下期も継続改善の見通しである。



出所:タイ商務省

## ② タイへ輸出する際、小物・サンプルならここからスタートできます!



Date: 2014/05/13		Export Reference Number: EJ03464607JP			
Shipped/Exported		Destination			
Company Name: 輸出者		Company Name: 輸入者			
Address: 輸出者		Address: 輸入者			
Country: JAPAN		Country: USA			
Phone: 輸出者		Phone: 輸入者			
Reference Number: 輸出条件		Company Name: Same as Consignee			
Terms of Sale (Incoterms): CIF		Address: 輸入者と同じ			
Country of Origin of Goods: JAPAN		Country: 輸入者と同じ			
Country of Ultimate Destination: USA		Phone: 輸入者と同じ			
Description of Goods	Quantity	Unit of Measurement	Unit Value	Currency	Total Value
具体的な商品名・型式等 運賃、運送保険、梱包費	1	pcs	3,000	JPY	3,000
Sub Total				238,200	
Grand Total				238,200	
銀行名・支店名・口座番号・住所など		Sub Total		238,200	
輸出者サイン		Grand Total		238,200	
Date: 2014/05/13		Paid by: Paypal			

### 【WEB+国際宅配便+カード決済】

配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

**国際宅配便【一例】**

EMS Express Mail Service <http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD. <http://www.y-logi.com/>

DHL <http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。

EMSの場合: **サイズ・重量制限**は、長さ:1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。 **最大重量**は30kg迄です。

タイ国内全域の場合  
 価格の目安: 5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円  
 日数の目安: 3日  
 海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジットカード決済**の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

### 決済代行【一例】

PayPal <http://www.paypal.jp>

J-PAYMENT <http://www.j-payment.co.jp/>

ZEUS Credit Payment Service <http://www.cardservice.co.jp/>

veritrans <http://www.veritrans.co.jp/>

### 【チャージバック】のリスク(クレジット決済における「代金の強制差し戻し」のこと)

よくある理由は①商品が買い手の予想したものと異なる、②商品が届かない、などのようです。回避策として、①チャージバックの対応策に実績のある決済代行業者を選択、②保険付保、③商品を詳しく説明し写真も掲載、④支払いを実行した国と発送先の国が異なる場合は要注意、⑤買い手に最新情報を伝達(トラッキング番号や配送予定日)など、にご留意ください。

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

## 輸出する、まずその前の確認事項は、

(なお契約関係の知識は、下記 ③ お役に立つWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

### 【輸入規制品目】

- 【輸入禁止品目】**
1. 他人の商標権を侵害する製品
  2. 偽ブランド名製品
  3. ゲーム機
  4. モーターバイクの中古エンジン(50cc未満)、部品および備品
  5. CFCが使われた冷蔵・冷凍庫
  6. 中古タイヤ
  7. ターク県およびカンチャナブリ県境を通過するチーク、丸太およびチーク製品
  8. 陶器のコンテナ、銀で表面加工されたコンテナ
  9. 中古車または中古のモーターバイク
  10. パラク(水たばこ)/電子パラク/電子たばこ

- 【輸入許可必要品目】**
- (1) 薬品および製薬製品
  - (2) クレプトロール化合物
  - (3) アルブテロールおよびサルブタモール
  - (4) 石碑用または建築用の石の一部
  - (5) 中古車
  - (6) 中古バイク
  - (7) 中古の輸送用自動車(30人以上の乗客用)
  - (8) 中古ディーゼルエンジン
  - (9) 金
  - (10) コイン
  - (11) 骨董品
  - (12) 違法コピー品製造用機械
  - (13) 凹版印刷機およびカラーコピー機
  - (14) プラスティックのくず
  - (15) チェーンソー
  - (16) 魚粉(60%未満のタンパク質含有量の魚肉)
  - (17) カフェイン
  - (18) 過マンガン酸カリウム
  - (19) 揮発性亜硝酸アルキル

### 【タイの輸入関税と付加価値税】

HS番号第84類の機械類(新品、中古を問わず)には、協定税率ベースで0%から30%の関税が課せられ、また原則7%の付加価値税(VAT、課税基準はCIF価格+関税)がかかる。

HSコードとは、「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」のこと。税関で輸入申告書に記載する関税額は、関税率に基づいて計算されます。どの品目番号に該当するか、が輸入通関の時点でよく問題になりますので、カタログや契約書、注文書などを用意しておくことをお勧めする。  
[【www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf】](http://www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf)

### 【IT製品の関税撤廃】へ

タイ工業省は、IT製品201品目の関税引き下げおよび撤廃を2016年7月1日より実施している。201品目の主な内容は、

- ・GPS受信機器
- ・液晶パネル用の偏光材料製のシート
- ・半導体ウエハー製造装置
- ・CTやMRIなどの医療機器、等々

2015年12月に約50カ国・地域が合意した**世界貿易機関(WTO)の情報技術協定の品目拡大に基づく措置で、2019年7月1日までへの関税撤廃を目指している。**

### 【タイの知的財産権】

**【商標】**出願日から10年間の保護。2016年2月末に改正法案可決を発表。マドリッド協定への加盟、音の商標の認可等を含むものとなっている。このほか知的財産に関する情報は、下記をご参照。  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

**【特許】**特許は出願日から20年間。審査請求期限は出願公開日から5年。同じく小特許(実用新案)は6年間(2年おきに2回まで更新可)。小特許の審査請求制度はなし。工業意匠は10年間。参考文献:展示会の落とし穴 近畿経済産業局発行  
<http://www.kansai.meti.go.jp/2kokuji/chizai/2013/tenzikainootoshiana.html>

その他輸入規制は下記をご参照ください。  
 出所: JETRO [http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade\\_02.html#block2](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_02.html#block2)

### 【タイのPL法】

**【責任者の範囲】**製造者、製造発注者、輸入者が連帯して責任を負う。  
**【損害賠償の範囲】**製造者などが悪質であった場合、裁判所は実際の損害額の2倍までの損害賠償を命ずることができる。  
[【www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-A21269】](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/qa/01/04A-A21269)

その他タイ版PL法に関する解説は下記をご参照ください。出所: JETRO [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/pdf/law\\_001.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/pdf/law_001.pdf)

### 【経済連携協定EPAの知識】

商品のコスト削減!

note EPAを使うと、これだけコスト削減になります!

EPAを利用して日本からタイに1台15万円の自転車を100台輸出したと仮定します。

①EPAを利用しない場合の関税 ... 15(万円) × 100(台) × 関税率30% = 450万円

②EPAを利用した場合の関税 ... 15(万円) × 100(台) × 関税率 0% = 0円

⇒ EPAを利用すると、450万円の関税が免除されます!

出所: 経産省 [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/common/pamphlet\\_japanese.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/common/pamphlet_japanese.pdf)

## ③ お役に立つWEBサイト

**【輸出申請が必要な貨物の申請方法】**

安全保障貿易管理 <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>

**【知的財産権】**

www.inpit.go.jp/katsu/yo/gippd/index.html

**【通関業者をお探しの方へ】**

日本通関業連合会 Japan Customs Brokers Association <http://tsukangyo.or.jp/search/>

**【貿易実務の知識】**

中小企業海外PL保険制度 <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html>

【経済連携協定EPAの知識】

**【中小企業海外PL保険制度】**

日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry <http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

【海外展開をサポートする企業をお探しの方へ】

中小企業ワールドビジネスサポート <https://swbs.smrj.go.jp/>

(注):当商談会マニュアルは2017年8月末現在のもので、情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。



1 タイへの投資を考えるなら...先達から学ぶ

**タイ進出状況** JETROが実施した「タイ日系企業の動向調査2014」によれば、日本企業または日本人の出資が10%以上占めるタイ法人8,890社のうち、【活動が確認された日系企業数は4,567社】でした。

出所:JETROバンコク事務所http://www.jetro.go.jp/ext\_images/\_Reports/01/fe4bde99f9eb75e/20150044.pdf

進出済み企業が考える【中期的有望投資分野】

中期的に有望と考えられる投資分野	製造業		非製造業		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%
1 輸送用機械	89	44	49	30	138	37
2 観光・旅行	45	22	45	27	90	24
3 医療・福祉	33	16	55	33	88	24
4 食料品	44	22	40	24	84	23
5 電機・電子機械	43	21	22	13	65	18
6 情報通信業	27	13	31	19	58	16
7 運輸業	21	10	35	21	56	15
8 研究・技術・専門サービス	26	13	19	11	45	12
9 ホテル・飲食	18	9	25	15	43	12
10 金融・保険・証券	17	8	25	15	42	11
11 建設・土木	26	13	16	10	42	11
合計	517		481		998	
回答企業数	203		166		369	

出所:盤谷会議所(JCC) 経済調査会【JCC 2015年上期日系企業景気動向調査】 http://www.jcc.or.th/download/index

進出済み企業が考える【有望輸出国】

業種	ベトナム	インドネシア	インド	ミャンマー	日本	カンボジア
製造業	117(43%)	98(36%)	90(33%)	56(21%)	52(19%)	31(11%)
非製造業	50(52%)	29(30%)	29(30%)	35(36%)	16(16%)	19(20%)
全体	167(45%)	127(35%)	119(32%)	91(25%)	68(18%)	50(14%)
今回順位	1	2	3	4	5	6
前回順位	1	2	3	4	5	7
前々回順位	1	2	3	4	6	8

単位:件数(複数回答)、( )内は回答企業割合(%)  
【JCC 2017年上期日系企業景気動向調査】

2 タイ国の投資事情

BOI (Board of Investment=タイ投資委員会)

外国からの投資を誘致するための機関です。

BOIへの投資申請から認可まで

- 投資申請書の提出  
提出先:東京BOI事務所OR本部投資促進部・地方事務所  
申請人(連絡人):タイの居住者  
申請書式:製造品目のカタログ、会社概要、工程表(材料の入荷、検査から製品の検査、出荷)
  - 審査担当官によるインタビュー(約2時間)
  - 委員会の案件審査(投資額には土地代と運転資金を含まず)
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 投資額2億THB以下      | BOI事務局の内部委員会     |
| 2億THB~75千万THB   | 小委員会             |
| 75千万THB超で輸出80%超 | 本委員会             |
| (THB=タイバーツ)     | 75千万THB超で輸出80%未満 |
|                 | 本委員会(首相が議長)      |
- 認可通知とそれに対する回答  
通知を受け取ってから1ヶ月以内に通知書の内容に同意するか、しない旨の回答を行う必要がある(様式あり、期限延長可)。
  - 奨励証書の発給申請と奨励証書の発給  
・現地法人の責任者名義で申請(申請引受け回答日より180日以内)  
・操業開始期限までに資本金各株式を全額払込むこと

出所:BOI http://www.boi.go.th/index.php?page=procedures

<タイの東部経済回廊(EEC)の投資促進に向けた恩典>

投資委員会(BOI)は、EEC地域をさらに発展させることを目的に、(1)高度技術を使用する特定産業、(2)インフラ整備やロジスティクス整備事業、(3)観光地開発事業、(4)研究開発事業と技術分野をサポートするサービス業、への投資を重点的に誘致する。対象企業に付与される恩典は以下のとおり。

- 既に法人所得税(法人税を3~8年間免除の企業に対する恩典として、EEC地区に立地している場合は、さらに5年間の法人税50%を減税
- EECの特別促進地区で実施する戦略的プロジェクトの場合、最長15年の法人税免除と、補助金を付与
- 障壁となる規制緩和、地域内の利便性向上のためのワンストップサービスも提供する。
- EEC内に本社と施設を有する対象業種の企業の経営者、投資家、専門家の個人所得税を17%に軽減する可能性

より高い価値を創出する新技術と技術革新 タイランド4.0

**航空機・メンテナンス・関連ビジネス**

航空機部品・スペアパーツ  
Aircraft parts and spare parts

**整備・修理・オーバーホール**

Maintenance, Repair and Overhaul (MRO)

**航空貨物 Air Cargo**

**メディカルハブ**

福祉施設 Welfare Center

医療センター Medical Center

**薬品・機器 Medicines & Devices**

**バイオエコノミー**

機能性食品 Functional Food

バイオプラスチック Bioplastic

化粧品 Cosmetic

**自動車・部品 電子・ロボット**

スマート自動車 Smart Automobiles

電子部品 Electronic parts

産業用・家庭用ロボット Robotics for industrial & lifestyle use

ワンスタートワンストップ投資センター

OSOS:タイへの投資に興味があるまたは検討・計画の企業・投資家が、10省庁21団体の投資関連相談・情報収集を行うワンストップ窓口です。21団体には、工業省管轄下のタイ投資委員会(BOI)やタイ工業団地公社(I-EA-T)も含まれています。

(注)法律・政令の解釈・運用は変わります。実際に進出を調査・検討される際は、投資委員会布告のような最新法律・政令の原典を確認してください。

BOIの投資奨励恩典に申請できる事業活動

各業種ごとに付与される恩恵とそのための条件が定められています。

投資対象区分	業種数
1 農業および農作物	20
2 鉱業、セラミックス、基礎金属	16
3 軽工業	11
4 金属製品、機械、運輸機器	15
5 電子・電気機械産業	8
6 化学、紙、プラスチック	14
7 サービスおよび公共施設	23

各業種ごとの詳細は下記URLで...  
<http://www.boi.go.th/index.php?page=eligible-activities>



5類 電子・電気機器産業		
業種	条件	恩典
5.1 電気製品の製造		
5.1.1 先進技術レベルの電気製品の製造	インターネットに接続することができる電気製品であること。(Internet of Things)	A 3
5.1.2 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機の製造	エネルギー省の効率規格(省エネレベル5番)または他の同等のエネルギー効率規格を得る商品であること。	A 4
5.1.3 その他電気製品の製造		B 1

タイへの進出の形態は?

- 【販売志向】  
①販売代理店、②駐在員事務所  
③出資しての販売拠点
- 【生産志向】  
①委託生産、②駐在員事務所、  
③出資しての生産拠点

現地拠点設立には ①法人(外国企業orタイ企業)、②駐在員事務所、の方法があります。駐在員事務所様子を見て、実際に売上が上がる時機に法人に切り替えるのが一般的です。

	駐在員事務所	法人(株式会社)
営業活動	不可	可能
資本金	不要	必要
設立に要する期間	数ヶ月以内	数ヶ月~1年

タイの会社の種類

- 登記済み普通パートナーシップ (Registered Ordinary partnership)
- 有限パートナーシップ (Limited Partnership)
- 非公開株式会社 (Company Limited)  
外国企業の殆どがこの形態
- 公開株式会社 (Public Company Limited)

外国人事業法の緩和(2017年6月)

外国法人の駐在員事務所が外国人事業法の対象から外れ、外国人事業ライセンス(FBL:Foreign Business License)が不要となった。その代わりに会計法上の会計書類を作成し、決算後5ヶ月以内にDBDへ提出することや200万バーツの資本金相当の送金を求めている。

【外国人事業法による規制】

- 特別の理由により外国人が従事できない事業...9業種
- 国家の安全、文化的な影響、伝統、民芸品、自然環境に関する産業のため従事できない事業...13業種(閣議承認を得て、商務大臣の許可が必要)
- 外国人に対してタイ人が十分な競争力を有していない産業のため従事できない業種...21業種(外国人事業委員会承認後、商業省商業登記局長の許可が必要)なお、外国資本金が総資本の50%以上の場合、外国企業とみなされる。このため、【タイ51%、日本49%】の合弁企業はタイ企業となり、外国人事業法の制限を受けません。  
<http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/thailand/invest/guide/appendix08.html/>

合併契約交渉に当たってのポイントは?

項目	内容
a 出資	出資額、割合、方法(現金、現物)
b 役割分担・責任範囲	設立手続き、事業運営
c 取締役会	取締役会議の頻度、運営方法
d 株式	譲渡制限、新株引受
e 契約条件	契約継続期間、契約破棄条件、準拠法
f 紛争解決	仲裁条項、仲裁場所、仲裁機関

【製造技術許諾及び技術援助契約】

- 製造技術許諾の範囲など
- 【機器供給契約】:供給範囲、価格及び納期など
- 【工場設計契約】:設計範囲及び規格など
- 【人員派遣契約】:派遣者の取扱及び供給など
- 【原料供給契約】:供給範囲及び価格など

工業団地

地域別工業団地、連絡先などは右の資料がお役に立ちます。入居日系企業もわかります!

出所:JETRO  
[www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/0d7eb84de003eca6/20160059.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/0d7eb84de003eca6/20160059.pdf)

「東部経済回廊(EEC)」



「中所得国のワナ」からの脱却をめざすタイ政府の新産業政策

東部経済回廊の位置

チョンブリ、ラヨン、チャチュエンサオの3県。東部地域の人口(424万人)および労働力(241万人)の約半分が集中している。また、仕事を求めて東北地域から労働者が東部地域に流入しているのが特徴的である。

【工業団地のチェックポイント】

- 電力供給は安定しているか
- 工業用水は十分か、水質は大丈夫か
- ガスの供給力は十分か
- 電話回線、ネット通信は大丈夫か
- 排水処理能力はどうか
- 周辺の隣接施設(銀行、日本食など)は充実しているか
- 地域によって洪水対策は大丈夫か

官民当初5年間で430億米ドルの投資計画



(注):当商談会マニュアルは2017年8月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。